

付 議 第 2 号

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則議案

教員免許更新制に関する規則（平成 21 年高知県教育委員会規則第 5 号）を別紙のとおり廃止することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則 号

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教員免許更新制に関する規則を廃止する規則

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則議案の概要

1 規則廃止の目的

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部が改正され、教員免許更新制（以下「更新制」という。）に関する規定が削除されることを考慮し、本県における更新制に係る事務手続きの規定である本規則を廃止しようとするもの。

2 教員免許更新制について

①目的は、その時々の教員として必要な知識技能を身につけること。②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状(新免許状)に10年間の有効期間が付され、平成21年3月31日以前に免許状(旧免許状)を取得した者にも更新制の基本的枠組みが適用。③有効期間満了前の2年間において、30時間以上の免許状更新講習の受講・修了と免許管理者(都道府県教育委員会)への申請手続きが必要。

- (1) 平成19年6月に教育職員免許法の一部が改正され、平成21年4月1日から導入。
- (2) 他方、近年において社会の変化が早まり、オンライン研修の拡大や平成28年の教育公務員特例法の改正による研修の体系化の進展など教員の研修を取り巻く環境が大きく変化。
- (3) このような状況を踏まえ、令和3年に、文部科学省に設置される中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育」の実現化に向けた**現職教員研修の充実と更新制の発展的解消（いわゆる廃止）**について、「審議まとめ」が示された。
- (4) これを受け、第208回国会（常会）で「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立し、この中で教育職員免許法の一部が改正され、**法改正（令和4年7月1日施行）後は、更新制に関する規定が削除される。**これにより、法改正時点に有効な教員免許を所有する者は、更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなる。

3 廃止する規則の内容（現行規定の概略。規則本文は「参考資料2」のとおり）

条番号	規定内容
第1条	趣旨
第2条	免許状更新講習を受講することができる者
第3条	更新講習修了確認を受ける義務を課する者
第4条	免許状更新講習の免除対象者
第5条	免許状更新講習の免除対象者に係る優秀教員表彰
第6条	有効期間の更新の申請手続（免除を含む）【新免許状】
第7条	有効期間の延長の申請手続【新免許状】
第8条	旧免許状所持者に係る申請手続（更新）【旧免許状】
第9条	旧免許状所持者に係る申請手続（回復）【旧免許状】
第10条	旧免許状所持者に係る申請手続（延期）【旧免許状】
第11条	旧免許状所持者に係る申請手続（免除）【旧免許状】
第12条	証明書の再発行
第13条	委任

4 施行期日 令和4年7月1日

○教員免許更新制に関する規則

平成21年 3月27日教育委員会規則第5号

改正

平成27年 3月31日教育委員会規則第8号

平成28年 3月31日教育委員会規則第18号

教員免許更新制に関する規則をここに公布する。

教員免許更新制に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、高知県教育委員会（第12条第2項において「県教育委員会」という。）の所管に係る教育職員免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新及び延長並びに旧免許状所持者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。）の免許状更新講習（免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことの確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状更新講習を受講することができる者)

第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。次項において「規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県又は県内の市町村（市町村の組合を含む。）（以下「県市町村」という。）の教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として採用された者であって、引き続き県市町村の教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の職員として次に掲げる職にあるものとする。

(1) 教育長

(2) 県市町村教育委員会の事務局又は教育機関に置かれる職のうち職員を指揮監督するものとして県市町村教育委員会の規則その他の規程において定める職（高知県教育長（以下「県教育長」という。）が定める職を除く。）並びに指導主事、社会教育主事及び管理主事

(3) 前2号に掲げる職に準ずるものとして、県教育長が定める職

2 規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村の教育職員として採用された者であって、県市町村教育委員会の要請に応じ、国若しくは県市町村の職員又は規則第9条第1項第3号イ、ロ若しくはホに掲げる法人の役員若しくは職員（以下この号において「国等の職員」という。）となるため、県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、県教育長が定める者

(2) 規則第9条第1項第3号ハに掲げる法人（県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）を設置するものに限る。）又は同号ニに掲げる法人（同号ニの幼保連携型認定こども園の設置が県内であるものに限る。）の理事

(更新講習修了確認を受ける義務を課する者)

第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 縣市町村の教育職員として採用された者であって、縣市町村教育委員会の要請に応じ、縣市町村の職員又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）の役員若しくは職員（以下この号において「縣市町村等の職員」という。）となるため、縣市町村を退職し、引き続き当該縣市町村等の職員として在職しているもののうち、県教育長が定める者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者であって、教育職員として勤務するもの又はその予定のもの（免許状更新講習の免除対象者）

第4条 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、第2条第1項に規定する者とする。

2 施行規則第61条の4第4号の免許管理者が定める者は、第2条第2項各号に掲げる者のうち県教育長が定める者とする。

3 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、前条第2項各号に掲げる者のうち県教育長が定める者とする。

（免許状更新講習の免除対象者に係る優秀教員表彰）

第5条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号の規定により免許管理者が指定する表彰は、個人に対するもので、かつ、免許状の有効期間の満了の日又は改正法附則第2条第3項に規定する修了確認期限である日前10年間に行われたものであって、次に掲げるものとする。

(1) 文部科学大臣による表彰

(2) 高知県教育委員会表彰規則（昭和38年高知県教育委員会規則第5号）第3条第1項第2号に掲げる表彰のうち県教育長が定める表彰

（有効期間の更新の申請手続）

第6条 免許法第9条の2第2項の申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書

(2) 免許法第7条第4項の証明書

3 前2項の規定にかかわらず、施行規則第61条の4の規定に該当する者に係る免許法第9条の2第2項の申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、当該申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前項第1号に掲げる書類

(2) 施行規則第61条の4第5号に掲げる者にあつては、当該表彰状の写し

（有効期間の延長の申請手続）

第7条 施行規則第61条の9第2項の申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前条第2項第1号に掲げる書類

(2) 免許法第9条の3第4項の規定により免許状更新講習を受けることができない者にあつては、同項に規定する者であることを証する書類

（旧免許状所持者に係る申請手続）

第8条 改正省令附則第9条第1項第1号の更新講習修了確認に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第4号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は改正省令附則第15条の規定による証明書
 - (2) 改正法附則第3条第1項の証明書

第9条 改正省令附則第9条第1項第2号の確認に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第10条 改正省令附則第9条第1項第3号の修了確認期限の延期に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第8条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 免許法第9条の3第4項の規定により免許状更新講習を受けることができない者にあつては、同項に規定する者であることを証する書類

第11条 改正省令附則第9条第1項第4号の認定に係る同条第2項の申請書の様式は、別記第7号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第8条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 改正省令附則第10条第1項第5号に掲げる者にあつては、当該表彰状の写し(証明書の再発行)

第12条 施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書又は改正省令附則第15条の規定による証明書を破損し、又は紛失した者は、当該証明書の再発行を受けることができる。

- 2 前項の規定に基づき証明書の再発行を受けようとする者は、高知県証明事務手数料徴収条例施行規則(昭和31年高知県規則第61号)第2条の規定にかかわらず、別記第8号様式による証明書再発行申請書を県教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

- 2 教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の教員免許更新制に関する規則別記様式は、この規則による改正後の教員免許更新制に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 略